

## 外壁全面打診等調査について

### 【外装材が湿式タイル・石貼り・モルタル等の場合】

起算日（検査済証交付年月日、外壁全面改修完了日、全面打診等調査完了日の属する年度の翌年度の開始日）から10年を超え、報告日までに全面打診等調査が必要となります。

つまり

### 〈令和8年4月1日以降に報告する場合の例〉

以下に該当する場合、外壁全面打診等調査が必要となります。

- 外壁全面打診調査 または 外壁全面改修工事の

実施日が平成28年3月31日以前



- 検査済証交付日 平成28年3月31日以前の建物

→ これらは外壁全面打診等調査を実施する必要あり

上記に該当する場合、「全面打診等調査未実施」で「要是正」となります。

図面に「全面打診等調査未実施」と記載し、建物外観の全景写真を添付してください。